

構造設計の保険がスタート

設計のヒューマンエラーを保険でカバーする

建物は地震・台風など人知のおよびがたい自然にさらされるものであり、構造物そのものや地盤の挙動などにも未説明・不確定な部分が多くあります。構造設計はこうした不確定のものを相手にして、建物の安全を確保する難しい仕事であり、科学・工学をよりどころとし、これに自らの判断を加えて設計を行うものです。しかし、設計者が最善を尽くしたとしてもヒューマンエラーが生じることもあります。このようなエラーをカバーする方法にはいくつか考えられますが、一般的には、審査制度のなかで構造設計をチェックする方法がとられています。しかし、現行の審査制度は適法審査ですので、設計のヒューマンエラーがすべて防げるわけではありません。

建物にはさまざまなトラブルが生じます。その原因が設計に起因すると考えられるものについての賠償を行うのが建築賠償責任保険と呼ばれるものです。正確には、設計者（建築士事務所）が業務上のミスにより、賠償請求を受けたときに対応できる保険です。しかし、建築物が構造的な損傷を受ける場合にはさまざまな原因が考えられます。想定以上の荷重が加わることによる不可抗力としての原因、鉄骨ディテールの不適切さや設計荷重の不足など設計上の原因、鉄筋位置の不良や溶接の品質不良など施工による原因、あるいはそれらが複合したものなどもあります。したがって原因を特定することは容易ではなく、実際の損害を誰が賠償するのかも難しい問題となっています。通常は当事者間の話し合いにより、責任の所在と分担が決まりますが、話がつれると裁判にもちこまれることもあります。

構造設計に特化した保険づくり

建築賠償責任保険には、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会の3団体がそれぞれ運営しているものがあり、現在、(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)でも新しい保険の取り扱いが始まりました。3団体の保険の内容は、基本的には同じですが、JSCAの保険は少し異なっています。

保険が支払われる場合は、設計などの業務ミスにより損失・き損が生じたことに対する損害賠償であり、業務ミスと考えられる場合でも、具体的な損傷が生じていなければ保険は支払われません。カバーする業務の範囲は、設計図の作成および施工における指示書作成などの意図伝達、また施工図の承諾業務も含まれていますが、いずれも一級建築士などの有資格者の業務

に限定されています。これについてはみな共通ですが、JSCAの保険では構造設計に特化していることがほかと違うところで。構造設計の原因により保険が適用されるのは、次のような場合です。

- ①鉄筋コンクリート部材に鉄筋量の不足により過大なひび割れが生じている
- ②または梁の断面が過小で、過大な変形(たわみ)が生じている
- ③構造設計に起因して仕上げ材などの物損が生じている
- ④地盤沈下や変形による構造部分の被害に対する補修工事

しかし、耐震強度偽装事件以降、完成した建物の構造計算の内容を第三者が再チェックするような機会もあり、その際に、建物に損傷が生じていなくても建築基準法違反であることが判明し、補強工事の賠償を求められる事態が出てきています。これは今までの保険ではカバーできない内容であり、構造設計者にとっては大きな問題となっています。JSCAの保険では、構造計算の誤りで法令基準を満たしていないこと、あるいは構造計算結果と構造図とが異なっていることで基準値を満たしていないことなどが判明し、賠償責任が生じた場合でも適用されることがあります。ここまでカバーすることにより、当然保険料は高くなりますが、高い保険料を払っても保険に加入する事務所はそれだけ専門家としての責任意識が高いと考えられます。

しかし、構造設計者は安易な気持ちで保険に頼るのではなく、細心の注意を払って業務を行い、その上で万々に備えて保険に加入しているという意識を持つことが必要です。(金箱温春)

補償内容の比較(建築家賠償保険)

補償事項	団体名	団体A	団体B	JSCA
構造設計に起因しない損失・き損		○	○	×
構造設計に起因する損失・き損		○	○	○
設備設計に起因する機能的不具合		○	○	×
構造基準未達に起因する損害賠償		×	△	○

04 実施設計

